

第4回 遠賀町農業委員会総会議事録

- 1.日 時 平成29年10月10日(火)
午前9時00分～午前10時25分
- 2.場 所 遠賀町役場
車庫棟2階 第6会議室

第4回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 平成29年10月10日(火) 午前9時00分～午前10時25分

2. 場所 遠賀町役場 車庫棟2階 第6会議室

3. 出席委員

議 長	1番	三原	高志
副 議 長	2番	安藤	敏生
委 員	3番	瓜生	保司
委 員	4番	米田	かおる
委 員	5番	矢野	英昭
委 員	6番	芳村	正博
委 員	7番	松井	悟
委 員	8番	花川	健二

4. 10月の農業相談委員

7番	松井	悟	委員
8番	花川	健二	委員

5. 議事日程

(1)付議案件

農地法第5条の規定による許可申請について(他1名)
農地法第5条の規定による許可申請について(株)	代表取締役

(2)その他の案件

農業委員会通信第10号について
赤い羽根共同募金について
農業委員会北九州支部研修会の開催について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	池田 知致
事務局職員	安部 真介
事務局職員	高島 健次

開 会 9時 00分

議長 皆さん、おはようございます。

議長 本日の出席委員は、8名中8名の出席となっております。過半数の出席があり、総会が成立しています。
よって、ただ今より第4回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の2、本日の農業相談員は7番松井 悟委員、8番花川健二委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は、農地法第5条許可申請関係2件となっております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の安部を指名します。

議長 ここから議事に入ります。
現地調査の伴う案件について事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案書の1ページをお開きください。
付議案件 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。借受人が別府にお住まいの 氏 他1名、貸渡人が尾崎にお住まいの 氏です。
申請地が3ページの字図にありますように、大字尾崎字蟹喰268番2、地目が田、面積が319㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分が無指定の第1種農地となっております。申請目的は自己住宅建築です。本来第1種農地については原則不許可ではありますが、例外となる場合もあります。本案件につきましては、集落接続と申しまして相当数の住戸が連たんして集合している区域より、間隔を置かずに接続して滲み出し的に建てられる家屋であるため、1種農地の例外規定に当てはまるとし、申請を受け付けています。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。4ページが現況平面図、5ページが土地利用計画図、6ページが断面図と建物の立面図、7ページが被害防除計画書で排水は雨水排水が水路放流、汚水排水が農業委集落排水への接続、8ページが関係者説明に関する調査票となっております。

事務局 続きまして9ページをお開き下さい。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が岡垣町の(株) 代表取締役 氏、
譲渡人が岡垣町にお住まいの 氏 他2名です。申請地が11ページの字図にありますように、大字別府字中下3407番 他6筆、地目が田、面積が8,244㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分が準工業地域の第3種農地となっております。

西側にも太線で囲った部分がありますが、こちらは岡垣町に位置する2筆の雑種地で、合計面積が661㎡です。今回申請する部分の進入路となるため、わかるように図示しています。申請目的は工場施設の建設です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。

12ページが現況平面図、13ページが土地利用計画図、14～17ページが造成計画図から横断図になっています。18ページが事業計画書、19ページが被害防除計画書で排水は雨水が溜枥及び水路放流、汚水が合併浄化槽での処理となっています。20ページが関係者説明に関する調査票となっております。21ページが水利関係承諾書ですが、今回の申請地が地区・町の境に位置するため、別府、千代丸、岡垣町下戸切の水利承諾を必要とし、別府、千代丸については無条件での承諾となりましたが、岡垣町の下戸切農業組合より条件付きの承諾が出されております。そのため最終の22ページに申請者の(株)から、下戸切農業組合に対して誓約書が出されています。なお、本案件につきましては、9月総会の宅地分譲の案件と同様に面積が3,000㎡を超える案件であるため、この総会で許可相当と判断されましたら、県の常設審議委員会にはかる予定となっております。

事務局 以上が現地調査を伴う案件であります。

議長 それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9時 7分

- 現地調査後 -

再 開 9時 36分

議長 再開します。
それでは、付議案件 を議題に供します。付議案件 は当事者となる委員がいますので、該当委員は審議の間退室をお願い致します。

(該当委員退室)

まずは、地区担当の報告ですが、担当委員は当事者で退室しておりますので、代理で会長の私から報告します。

議長 家の前に娘さんが家を建てるということで、周囲に住宅もあり、農地としては一等地に近い農地ではありますが、娘の家ということで、他に何も問題はございませんので、ご審議お願い

いいいたします。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件 農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件 は承認されました。

(該当委員入室)

議長 次に、付議案件 を議題に供します。まずは、地区担当の花川健二委員から報告をお願いします。

地元委員 (8番) 条件付きという格好で水利承諾が出ているようですが、何も問題はございませんので、ご審議お願いいたします。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件 農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件 は承認されました。

それでは、その他の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、その他の案件 、農業委員会通信第10号についてですが、お手元にカラー刷りA3サイズで配布しておりますものをご覧ください。前回ご報告した通り、事務局で案を作成し、情報委員である安藤副会長と高崎委員にご確認をいただいたものです。こちらについては、現在印刷を発注しておりますので、近日中に各地区の生産組合長さんを通じ

て配布の予定となっております。

その他の案件、赤い羽根共同募金についてですが、例年委員の皆さまの報酬による積み立てより、一人あたり1,000円という金額で募金をさせていただいています。

差支えなければ、今年も例年通り募金させていただきたいと考えていますのでよろしくお願い申し上げます。

その他の案件、農業委員会北九州支部研修会の開催についてですが、11月20日の月曜日午後に開催されます。会場は現在調整中ですが黒崎のコムシティ内会議室か、折尾の福岡県八幡総合庁舎での開催になる見込みです。会場が確定しましたら、農地利用最適化推進委員さんを含めてご案内しますが、8月末の宗像での研修と同様に、昼食後に遠賀町役場に集合していただいて乗り合わせで出発しようと考えています。皆さま、まずは日程の調整をお願いします。

議長 はい、それではその他皆さんの方からございませんでしょうか。

【ありません。】の声

議長 ないようでございますので、以上をもって、第4回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 10時 25分